

## (1) 消費税などの新たな財源の検討

現在、消費税は一般会計の予算総則で、基礎年金、後期高齢者医療、介護の国庫負担に充てることが定められている。一般医療保険にも国庫負担はあるが、財源は消費税以外の一般財源である。

基礎年金の国庫負担は2003年度まで給付費の1/3であったが、2009年度から、給付費の1/2である。

後期高齢者医療制度の給付費の構成は大まかに、公費50%（国庫33%）、一般医療保険からの支援金40%、保険料10%である。

介護給付費は、公費50%（国庫は施設20%、居宅は25%）、保険料50%で構成されている（図2-3-2）。

図2-3-2 社会保障給付費の構成と消費税を充てるべき国庫負担(2008年度)

